

令和5年4月（第4回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第11	議案第7号 令和5年最適化活動の目標の設定等（案）について
日程第12	議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
日程第13	令和5年 第5回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

## 6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第4回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番富嶋雄治委員、11番渡邊義幸委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が3件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
賃貸借の部 中間管理事業分が2件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、使用貸借の部が1件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。  
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利  
移動の許可申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。  
番号1番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告いたします。

4月6日に福永推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。  
農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、  
トラクター・田植機・コンバイン・籾摺り機・乾燥機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数56年、年間250日、妻が  
経験年数50年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、73,055㎡ですので、問題ないと思  
います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等  
にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を  
よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべて

の項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

4月3日に富永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

## 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

只今、議案第3号につきましてご説明いたしました。

番号1番につきましては、4番松野隆委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

4月6日に岩村会長、宮本推進委員、事務局職員と現地調査及び担当者へ聞き取り調査を行いましたので、ご報告します。

申請者は、益城町で熊本地震により、被災した中央公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の3つの施設の機能をもった複合施設を整備することです。

申請地は、現在、役場仮設庁舎として使用されておりますが、庁舎移転後、複合施設の建設を行う計画です。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、基盤整備のしてある第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業であることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可については関係部署との協議を行っていると同っております。

隣接する公衆用道路と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号4番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号4番についてご審議をお願いいたします。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。



よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございしますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございまして。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。  
賃借権設定の部でございます。  
本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、

で、原案のとおり決定いたします。

使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の部 番号1番につきましては、2番齊藤保委員に調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(2番委員)

報告いたします。

3月23日に譲受人と岩村会長、緒方推進委員、熊本県農業公社、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、西瓜・水稻・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は8反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していたということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、認定農業者で、営農組合の構成員でもあります。

耕作面積は基準面積の2町以上ではありませんが、公社からの売渡しと同時に営農組合に貸し付けることで特例としてあっせん事業の対象となるため、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について齊藤保委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定

いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第11 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(議長)

只今、議案第7号につきましてご説明いたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ということでございまして、本案は原案のとおり決定することとい

たします。

次に、日程第12 議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第8号を説明》

(議長)

只今、議案第8号につきましてご説明いたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《挙手多数》

(議長)

賛成多数ということでございまして、本案は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第13 令和5年第5回委員会の日時について申し上げます。

次回は5月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所会議室で開催いたします。

予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員